

湖西市条例第 11 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 4 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する
条例

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号中「第 10 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 10 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、「（昭和 56 年湖西
市条例第 15 号）」を削り、「おいては、湖西市都市公園条例」を「おいては、同条
例」に改める。

別表第 3 の 1 の表中「

使用時間		午前	午後	夜間
		8 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時
競技場	専用 全面	1 時間につき 990 円		1 時間につき 1,980 円
	専用 半面	1 時間につき 500 円		1 時間につき 990 円
	専用 1/3 面	1 時間につき 330 円		1 時間につき 660 円
卓球室	専用	卓球台 1 台 880 円	卓球台 1 台 880 円	卓球台 1 台 880 円
	個人 大人	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 300 円	1 人 1 回 300 円
	個人 小人	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 150 円	1 人 1 回 150 円

ジム	個人	1人1回 300円 1人1回 300円 1人1回 300円
		1か月定期券 4,500円
スタジオ	専用	1時間につき 660円
会議室	専用	1時間につき 440円

」を「

使用区分		使用時間		午前	午後	夜間
		8時～13時		13時～17時		17時～21時
競技場	専用 全面	990円/時間			1,980円/時間	
	専用 半面	500円/時間			990円/時間	
	専用 1/3面	330円/時間			660円/時間	
卓球室	専用	卓球台 1台 880円		卓球台 1台 880円		卓球台 1台 880円
	個人 大人	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
	個人 小人・ 70歳以上の者	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 150円
ジム	個人 大人・ 70歳以上の者	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円	1人1回 300円
		1か月定期券 4,500円				
スタジオ	専用	660円/時間				
会議室	専用	440円/時間				

」に改め、同表備考2中「未滿の者」の次に「及び70歳以上の者」を加え、同表備考6を同表備考8とし、同表備考5中「市民」を「市民等」に改め、同表備考5第1号中「入場料の類いを徴収して使用する」を「営利活動をする」に改め、「に当該基本利用料金」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「10倍の」に改め、同表備考5第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考5第3号中「に当該基本利用料金」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考6の次に次のように加える。

- 7 障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名（指定管理者が必要と認める場合にあつては、その必要と認める人数）についても、同様と

する。

別表第3の1の表備考4中「(市内に住所を有する者をいい、)」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「を含む。以下同じ」を「(以下「市民等」という)」に改め、同表備考4第1号中「の類いを徴収して使用する」を「を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動(以下「営利活動」という。)をする」に、「備考3」を「備考4」に、「次号及び第3号並びに備考5」を「以下この備考5及び備考6」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表備考4第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

- 3 70歳以上の者の利用料金は、市民(市内に住所を有する者又は市内に所在する団体若しくは事業所に所属する者をいう。備考5において同じ。)について適用する。

別表第3の3の表備考2中「市民」を「市民等」に改め、同表備考2第1号中「次号及び第3号並びに備考3」を「以下この備考2及び備考3」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表備考2第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考3中「市民」を「市民等」に改め、同表備考3第1号中「に当該基本利用料金」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「10倍の」に改め、同表備考3第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考3第3号中「に当該基本利用料金」を削り、「10割に相当する額を加えた」を「2倍の」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者1名(指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数)についても、同様とする。

別表第3の4の表備考2中「市民」を「市民等」に改め、同表備考2第1号中「次号及び第3号並びに」を「以下この備考2及び」に改め、「に当該利用料金」を削り、「40割に相当する額を加えた」を「5倍の」に改め、同表備考2第2号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考3中「市民」を「市民等」に改め、同表備考3第1号中「に当該基本利用料金」を削り、「50割に相当する額を加えた」を「10倍の」に改め、同表備考

3 第 2 号中「中学生」を「主たる利用目的が中学生」に、「が使用する」を「の専用使用である」に改め、同表備考 3 第 3 号中「に当該基本利用料金」を削り、「10 割に相当する額を加えた」を「2 倍の」に改め、同表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 の次に次のように加える。

- 4 障害者の個人利用については、利用料金を免除する。この場合において、当該障害者を介助する者 1 名（指定管理者が必要と認める場合にあっては、その必要と認める人数）についても、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例別表第 3 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。